

# 台湾（中華民国）の民間防衛体制について

樋口 譲次

## 1 中華民国（台湾）憲法

### （1）全般

中華民国（台湾）憲法（2015年9月1日最終更新）は、その「まえがき」で、「国権を強固にし、民権を保障し、社会の安寧を確立し、人民の福利を増進する」（下線は筆者）ために憲法を制定するとし、国家目標の四つの柱の一つに国防の重要性を掲げている。

以下、憲法の条文に沿って説明すると、同追加修正条文第2条では、「総統は国家あるいは国民が緊急危難に遭遇するのを防ぎ、もしくは財政経済上の重大事に対応するため、行政院会議の決議を経て緊急命令を發布することができる」と規定している。本条は、いわゆる国家緊急権に基づく「緊急命令」権の規定に該当するものと解釈される。

第2章「人民の権利義務」第20条においては、「人民の兵役の義務」について規定している。

第4章「総統」の項では、「総統は、国家元首であって、外に対して中華民国を代表する」（第35条）と規定し、総統による陸海空軍の統率（第36条）、条約締結及び宣戦、講和の権限の行使（第38条）及び戒厳令の宣布（第39条）の権限を定めている。つまり、総統は、中華民国（台湾）軍の最高指揮官であり、また、国家元首として宣戦、講和及び戒厳令を布告する権限を付与されている。

第10章「中央と地方の権限」第107条2項において、国防と国防軍事に関する事項は、中央が立法し、かつ執行すると規定している。

第13章「基本国策」第1節「国防」第137条において、「中華民国の国防は、国家の安全を防衛し、世界の平和を維持することを目的とする」と規定し、国防の目的を明示している。

なお、上記の内容については、別紙「中華民国（台湾）憲法－安全保障・国防関連条文の抜粋－」を参照されたい。

### （2）国民の「国防の義務」と「全民国防」

前述の通り、中華民国（台湾）（以下「台湾」）は、憲法第2章「人民の権利義務」第20条において、「人民の兵役の義務」について規定している。これは、軍務に服する義務を定めたものであり、非軍事の民間防衛などを含めた、いわゆる国民の「国防の義務」に比べ、より直接的な軍事的参加を求めるものである。

そのうえで、第20条などの憲法の規定に基づき、1992年2月に発行した最初の「国防報告書」の序文で「全民国防」を提唱した。

全民国防について、当時の陳履安国防部長は「現代の国防は国全体の国防であり、国家の安全を守るためには、全民の力を尽くして国家の安全を守るという目標を達成するため

の全国民の支持が必要である」と述べ、その後、国防法、全民国防動員準備法、全民国防教育法などの法律が制定施行された。

台湾における全民国防は、政軍と民を統合した全国民参加型の国防体制を採用し、有形の軍事力、無形の防衛力および利用可能な民間資源の総てを統合発揮することを目指している。

## 2 兵役制度と予備役

### (1) 兵役制度

台湾は、1951年から徴兵制を採用してきたが、2011年12月13日、台湾・立法院で「兵役法」の改正案が可決され、2015年以降、徴兵制を廃止し、志願兵制へと移行することが決められた。志願制への移行は、兵士の専門性を高めることが主たる目的で、徴兵による入隊は2018年末までに終了した。そして、現在、「プロフェッショナルな軍の編制」を打ち出している。

ただし、徴兵制の廃止後も、条件を満たす適齢男性が4か月間の軍事訓練を受ける義務は引き続き維持されることから、台湾国防部は台湾軍の兵役制度を「志願制・徴兵制の併用」と説明している。

改正「兵役法」では、志願兵の人数が軍の必要数を満たせない場合、台湾の最高執行機関である行政院が徴兵制を復活させることができる旨が定められている。それを踏まえ、台湾国防部は、2019年2月、今後も4か月の軍事訓練は課せられるとして、「『徴兵制が終了する』との報道は誤りである」とのプレスリリースを出している。

台湾男性は、19歳になると兵役の義務が発生し、徴兵検査を受ける。

1994年以降に生まれた人で、条件を満たす適齢男性は、4か月間の軍事訓練が課され、同訓練を課された男性は、福利および権利、義務などについて常備役を基準とした処遇を受ける。また、軍事訓練期間中に大学などへの就学も可能で、軍事訓練8単位を通学1日に換算し、合計30日を超えない範囲で適用できるとされている。

4か月の軍事訓練は、基礎訓練と専門訓練をそれぞれ8週間ずつ行う。基礎訓練は1日8時間の計320時間、専門訓練は1日7時間の計280時間である。

訓練終了時の合格基準は、基礎段階は腹筋運動と腕立て伏せを2分間25回ずつと19分以内の3000メートル完走、専門段階では腹筋と腕立て伏せを2分間32回ずつと17分以内の3000メートル完走となっている。

### (2) 予備役制度

上記の軍事訓練を終了した者は、予備役に編入される。予備役編入者は、40歳まで年間数週間の軍事訓練を受けることが義務付けられ、その後も62歳まで後備予備役(後備軍人)として登録されることになっている。

予備役の年間訓練は、点呼召集(1日)と教育召集(1~2週間)からなり、点呼召集では

小銃の分解結合などの基礎的な訓練が、また教育招集では本格的な戦闘訓練が行われる。

また、台湾では、毎年恒例で、中国軍による攻撃を想定した、陸海空3軍が参加する台湾軍最大の軍事演習である「漢光演習」が実施される。台湾軍歴者に対する聞き取り調査によれば、本演習に際し、例えば陸軍では、1個旅団規模の予備役が招集され、現役とともに演習に参加している模様である。

台湾軍の現役の総兵力は、約16万人である。

そのうち、陸軍が約9万人、海軍陸戦隊（海兵隊）が約1万人であり、予備役の勢力は、陸・海（含む海軍陸戦隊）・空軍合わせて約166万人とみられている。（令和元年版『防衛白書』）

### 中国と台湾の戦力

		中国	(参考)台湾
総兵力		約200万人	約16万人
陸上戦力	陸上兵力	約98万人	約9万人
	戦車等	99/A型、98A型、96/A型、 88A/B型など 約6,300両	M-60A、M-48A/Hなど 約1,200両
海上戦力	艦艇	約760隻 189.9万トン	約390隻 20.5万トン
	空母・駆逐艦・フリゲート	約80隻	約20隻
	潜水艦	約60隻	4隻
	海兵隊	約2.5万人	約1万人
航空戦力	作戦機	約2,890機	約500機
	近代的戦闘機	J-10×426機 Su-27/J-11×349機 Su-30×97機 Su-35×24機 J-15×20機 J-16×60機 J-20×12機(試験中) (第4・5世代戦闘機 合計988機)	ミラージュ2000×55機 F-16×143機 経国×127機 (第4世代戦闘機 合計325機)
参考	人口	約13億9,300万人	約2,400万人
	兵役	2年	徴兵による入隊は18(平成30)年末までに終了 (ただし、94年以降に生まれた人は4か月の軍事訓練を受ける義務)

(注) 資料は、『ミリタリー・バランス(2019)』などによる。

<出典> 令和元年版『防衛白書』

## 3 民間防衛体制

### (1) 「国防法」の概要

台湾は、2000年1月に「国防法」を制定し公布した。

同法第3条では、「中華民国（台湾）の国防は、全民国防のため、軍事、国防、防災、そして国防に関連する政治的、社会的、経済的、心理的、科学のおよび技術的側面が含ま

れる。それは直接的かつ間接的に国防の目的に貢献する」（括弧は筆者）と定められている。

台湾の国防法は、「軍事的防衛」に加えて、「政治的防衛」、「社会的防衛」、「経済的防衛」および「心理的防衛」などを網羅した「包括的安全保障」を目指している。そのように、台湾にとっての現代の国防は、単に軍事的防衛や軍人の責任ではなく、国全体の総合力を十分に発揮して抑止力を高める必要があるとの認識に基づき、「全民国防」の必要性を強調し、積極的に推進している。

## （２）「全民国防動員準備法」の概要

台湾は、国防法第 25 条の規定に基づき、2001 年 11 月に「全民国防動員準備法」を制定した。

同法第 1 条は、「全民国防動員（以下、動員）システムを確立し、国民の権利と利益を守るために、全民国防の概念を促進することを目的とし、この法律は、動員準備について規定する」としている。つまり、「全民国防動員」は、「全民国防」の概念を具体化するための骨格をなす重要な施策であると言える。

### ア 動員段階の区分

同法第 2 条によると、動員は、「動員準備段階」と「動員実施段階」の二つの段階に分けられている。

動員準備段階は、動員準備の期間を指す。

動員実施段階は、戦争時に予備役を招集して現役化する期間、または国家緊急事態の発生時を指し、総統が憲法に則って緊急命令を發布し、それに基づき全体または部分的な動員が実施される。

### イ 各動員段階の実施

#### （ア）動員準備段階

同法第 3 条によると、動員準備段階では、すべての政府権限を統合し、戦時中のすべての戦争戦闘能力を確保し、また「防災・災害対策法」に従って防災を実施するため、人的資源、物的資源、金融、軍事の包括的な準備が実施される。

このように、全民国防動員準備法は、戦時の軍事作戦と重大災害を対象としており、準備段階は、これらの国家緊急事態への対応を周到に準備し、動員時の有効性を最大に発揮するためのものである。

なお、防災・災害対策法は、下記に示す、想定されるすべての災害を対象とし、一つの法律をもってそれらの予防及び災害対策について規定している。

「防災・災害対策法」が対象としている災害
①暴風雨、洪水、地震（土壌液化を含む）、干ばつ、霜、ごみの流出、火山災害などの自然災害

そして、

②火災、爆発、公共ガス、燃料配管、送電線故障、鉱山災害、航空事故、難破船、陸上交通事故、森林火災、有害化学物質災害、生物災害、動植物病、放射線災害、産業パイプライン災害、および浮遊粒子災害

(イ) 動員実施段階

動員実施段階では、すべての民力を動員して軍事作戦を支援し、緊急事態に対処し、政府の緊急対応や人々の日常生活のニーズを維持し、起こり得る危害を排除または軽減して国全体の安全の確保が図られる。

ウ 動員の体制（行政院における組織と権限）

動員準備のため、行政院全国防動員委員会（以下、行政院動員委員会）が設置される。同委員長は行政院長（首相に相当）、副委員長は副行政委員長（副首相に相当）が務め、無任所の大臣（閣僚）をもって構成される。

国防部（省）は、行政院の命令の下、行政院動員特別委員会（対策本部）の補佐業務を担当し、軍事支援と災害救助のための全国防能力の総合調整機関としての役割を果たす。

同法第5条によると、動員準備は「行政動員準備」と「軍事動員準備」の二つに分けられる。行政動員準備は、中央省庁と地方自治体および郡（市）政府によって行われ、軍事動員準備は、国防部によって行われる。

中央省庁の動員準備計画は、次のように所掌事務に応じて分任されている。

	中央省庁	動員準備計画
行政	教育部（省） Ministry of Education	士気の動員準備計画
	内務部（省） Ministry of the Interior	人材の動員準備計画
	経済部（省） Ministry of Economic Affairs	物質・経済資源の動員準備計画
	財務部（省） Ministry of Finance	財源の動員準備計画
	交通部（省） Ministry of Transportation and Communications	交通の動員準備計画
	衛生福利部（省） Ministry of Health and Welfare	公衆衛生の動員準備計画
	科技部（省） Ministry of Science and Technology	技術の動員準備計画

軍 事	国防部（省） Ministry of National Defense	軍事の動員準備計画
-----	--	-----------

動員は、前述の通り、総統の緊急命令の発布によって全体または部分的な動員が発動される。

### （３）「全民国防教育法」の概要

台湾は、国防法第29条の規定に基づき、2005年2月に「全民国防教育法」を制定し公布した。

同法第1条は、「この法律は、全民国防教育を促進し、全民国防に関する知識と国防意識を高め、国防の発展を促進し、国家の安全を確保するために制定された」とし、その目的を述べている。つまり、「全民国防教育」は、「全民国防」の概念を実行する心理的備えのための国民教育であると言える。

強い敵（中国）の脅威に直面する中小の国（台湾）が、敵から身を守り、敵の侵略を阻止するためには、物理的な力と無形の力の組み合わせが必要であり、そのため台湾の国防は、国軍の有形の軍事力を強化するだけでなく、人々の目に見えない防衛意志を強化することに重点が置かれている。

全民国防教育法第5条によると、全民国防教育は定期的実施されている。その範囲には、①学校教育、②政府機関の現地教育、③社会教育、④国防文化財の保護と宣伝及び教育が含まれる。

台湾では、国防部総政治作戦局が国防と軍事に関する広報宣伝の主務機関であり、中学、高校、大学の国防教育図書を発行している。

学校教育では、国防教育を必修科目とし、青少年の愛国心と国防意識を高揚し、軍事能力の向上を図っている。その内容は、「国際情勢」、「全民国防」、「国防科技」、「国防政策」及び「防衛動員」からなり、中学・高校用及び大学用に分冊されている。このほか、基本教練や戦闘訓練なども行われている模様である。

このように、台湾は、「精神的防衛」を国防の基礎とし、精神的防衛の中核は防衛意識を強化することとして、その教育を重視している。

### （４）「全民国防」下における民間防衛体制

台湾は、「全民国防」の確固たる方針の下、「民間防衛法」（Civil Defense Act）を制定して民間防衛体制を整備している。

同法第1条は、「この法律は、民間の力と市民の自衛と自助の機能を有効に活用し、人々の生命、身体、財産を共同で保護し、平時の防災・救援の目標を達成し、戦時中の軍事任務を効果的に支援することを目的として制定される」と規定している。

この目的から明らかなように、台湾の民間防衛法は、民間の力と市民による「共同防

護」を基本とするとともに、平時の重大災害対処と戦時の軍事任務支援の平・戦両時を対象とした法律となっている。

民間防衛の主務官庁は、行政院の内政部（省）であり、市レベルでは市町村政府、郡（市）レベルでは郡（市）政府である。

そして、同法第 2 条で、民間防衛の範囲を次のように定義している。

民間防衛の範囲（「民間防衛法」第 2 条）
①航空攻撃情報の送信、警報の発令、防空避難と避難所、および航空攻撃による災害対処
②重大災害の救助活動支援
③地域の社会秩序の維持や市民の自衛に対する支援
④軍事任務の支援
⑤民間の力、訓練、演習、および任務遂行の組織化（Grouping）
⑥車両、工作機械、船舶、航空機、および民間防衛に関するその他の機器および資材に関する訓練、演習、および任務遂行の組織化（Grouping）
⑦民間防衛教育とその促進
⑧民間防衛装備品の準備
⑨民間防衛の備えに関するその他の事項

この際、軍事任務の支援に関する民間防衛事業は、平時には、国防部（省）と協力のうえ、内政部（省）が管掌し、戦時には、国防部（省）が内政部（省）と調整のうえ、民間防衛隊を運用することになっている。（同法第 3 条）

市・郡・町・村（李）の各自治体は、一般の民間防衛隊を組織する。

鉄道、道路、港湾、空港、通信、電力、石油精製、水道会社、その他の公的または個人の企業または機関は、特別の防衛隊を組織しなければならないとされている。

上記以外で、100 人以上の従業員からなる部門（機関）、学校、組織、企業、工場については、それぞれ独自の防衛隊を、100 人未満の組織は、同じ建物または工業地帯において共同の防衛隊を編成しなければならないとされている。（以上同法第 4 条）

なお、これらの組織や機関、企業は、日本の国民保護法で定められている指定公共機関や指定地方公共機関に相当すると見られる。

以上の民間防衛体制を成り立たせるため、同法第 5 条において、「中华民国（台湾）の市民は、民間防衛隊の組織に参加し、次の要件に従って民間防衛の訓練、演習、および義務を履行しなければならない」（括弧は筆者）と規定している。

それを根拠に、上記の組織、機関、企業の従業員に防衛隊への参加を義務付けるとともに、高等学校以上の生徒にも、該当する学校の防衛隊への参加を義務付けている。さらに、それらに該当しない 20 歳から 70 歳までの市民は、その住居領域、専門知識、経験、および体力に応じて選別され、民間防衛隊のいずれかのグループに参加しなければならないとされ

ている。

なお、下記の条件に合致する者（第 6 条）、あるいは基準を満たす者（第 7 条）は、民間防衛隊の組織に参加することを免除される。

第 6 条	①兵役法に従い、現役兵役を務め、軍事訓練を受けている者 ②年次動員計画に重要兵力として登録されている予備役 ③補助兵役チームに登録されている民兵及び予備役 ④代替兵役から退役し、兵役チームに登録されている者
第 7 条	①身体的または精神的な障害を持つ者 ②健康状態の理由で組織に適さない者 ③公的義務を有するため組織に参加できない者

#### 4 台湾（中華民国）の民間防衛体制が示唆する日本への主な教訓

##### （1）全国民参加型の国防体制の構築

台湾は、憲法第 20 条で「人民の兵役の義務」を定め、それを基に全国民参加型の「全民国防」体制を敷いている。

台湾は、九州とほぼ同じ面積の領土・領域を守るため、現役を約 16 万人までに削減したが、約 166 万人の予備役を確保し、有事には現役と予備役を併せ約 182 万人を動員することができる。さらに、高等学校以上の生徒を含めた 70 歳までの市民の力と自衛・自助の機能を有効に活用し、人々の生命、身体、財産を共同で保護する民間防衛体制を整備して、全民国防の実効性を担保している。

日本は、面積において台湾の約 10 倍、人口は約 5.6 倍であるが、現役自衛官は 22.6 万人、予備自衛官は約 3.4 万人、併せて約 26 万人の兵力を有するに過ぎない。そのうえ、民間防衛体制は存在しない。

日本は、台湾と同様に、世界最大規模の軍事力を誇示し、それを背景に東シナ海・南シナ海で一方的な現状変更を試みる中国の脅威に曝されている。台湾は、自分たちの国を守るために全国民参加型の国防体制を採用しているが、それがわが国にも必要であることは自明であり、そのため、予備自衛官の飛躍的拡大と民間防衛体制の創設は避けて通れない喫緊の課題である。

##### （2）民間の力と国民の自助・共助の機能を組織化した民間防衛体制の創設

台湾は、「人民の兵役の義務」を背景に、全国民参加型の「全民国防」体制を敷き、現役及び予備役を背後から支える民間防衛体制を整備している。

その役割は、「民間の力と市民の自衛と自助の機能を有効に活用し、人々の生命、身体、財産を共同で保護し、平時の防災・救援の目標を達成し、戦時中の軍事任務を効果的に支援すること」にある。

民間防衛体制は、現役及び予備役以外の、高等学校以上の生徒を含めた70歳までの市民によって組織化されており、平時の重大災害対処と戦時の軍事任務支援の平・戦両時に備える構えになっている。

一方、日本における先の東日本大震災では、特に地方自治体による「公助」の絶対的不足と機能麻痺が指摘され、国民による「自助」と「共助」の重要性が再認識された。

つまり、わが国は、有事はもとより、大規模災害などの国家非常事態に備えるため、台湾を参考に、民間の力と国民の自助・共助の機能を組織化し、それを有効活用して公助に最大限に寄与するべく民間防衛体制の創設に速やかに着手しなければならない。

### (3) 学校における国防教育の充実

台湾では、「全国防教育法」に基づき、国民に対する国防教育に力を入れ、全国防防を知識や意識の面からも高めている。特に、学校教育では、国防教育を必修科目とし、青少年の愛国心と国防意識を高揚し、軍事能力の向上を図っている。

それに引き換え、日本の国防教育は、あらゆる世代を通じて皆無に等しい状態にある。

中国は、現代の戦争の本質を「情報化戦争」と捉え、「情報戦で敗北することは、戦いに負けることになる」として、情報優勢の獲得を戦いの中心的要素と考えている。そして、「情報化戦争」においては、物理的手段のみならず非物理的手段を重視し、「世論戦」、「心理戦」および「法律戦」の「三戦」を軍の政治工作の項目に加えたほか、それらの軍事闘争を政治、外交、経済、文化、法律など他の分野の闘争と密接に呼応させるとの方針を掲げている。特に近年は、サイバー、電磁波および宇宙空間を重視して情報優越の確立を目指そうとしている。

その際、情報の優越獲得の矛先は、軍事の最前線に限定される訳ではなく、相手国の政治指導者、ソーシャルサイトやメディアそして国民など広範なターゲットへ向けられるため、中国の「情報化戦争」は、一般国民の身近な生活や社会活動、ひいては国の防衛に重大な影響を及ぼさずには措かないのである。

台湾と同じように、中国の世論戦、心理戦、サイバー戦などの脅威に直面する日本としては、敵から身を守り、敵の侵略を阻止するには、物理的な力と無形の力を組み合わせる必要性に迫られている。自衛隊の防衛力を強化するのは当然であるが、併せて国民が脅威を正しく認識し、防衛意識を高める施策が伴わなければならない。

そのため、特に学校教育では、国防教育を必修科目とし、青少年の愛国心と国防意識を高揚し、自衛隊の活動に関する理解を深め、それに協力して支える社会環境の醸成が不可欠である。

中華民国（台湾）憲法  
—安全保障・国防関連条文の抜粋—

まえがき

中華民国国民大会は、国民全体の付託を受け、中華民国を創立した孫中山先生の遺教に依拠して、国権を強固にし、民権を保障し、社会の安寧を確立し、人民の福利を増進するために、この憲法を制定し、全国に頒布施行して、永く普く遵守することを誓う。

中華民国憲法追加修正（第7次憲法修正、2005年6月10日）条文第二条

③総統は国家あるいは国民が緊急危難に遭遇するのを防ぎ、もしくは財政経済上の重大事に対応するため、行政院会議の決議を経て緊急命令を發布することができ、必要な措置のため憲法第四十三条の制限を受けない。ただし命令發布より十日以内に立法院に送付して追認を受けなければならない、もし立法院が不同意の場合は、ただちに緊急命令は失効する。

④総統は国家の安全に関する重大方針を決定するため、国家安全会議および所属の国家安全局を設置することができ、その組織は法律によってこれを定める。

⑤総統は、立法院において行政院院長に対する不信任案が通過してより十日以内に、立法院院長に諮問した後、立法院の解散を宣告することができる。ただし総統は戒厳令もしくは緊急命令の有効期間中においては、立法院の解散はできない。立法院の解散後六十日以内に立法委員選挙を実施しなければならない、選挙結果確認より十日以内に立法院は院会を開き、その任期はこれより新たに起算される。

## 第二章 人民の権利義務

第九条 人民は、現役軍人を除いて、軍事裁判を受けない。

第二〇条 人民は、法律の定めるところにより兵役に服する義務を負う。

## 第四章 総統

第三六条 総統は、全国の陸海空軍を統率する。

第三八条 総統は、この憲法の規定により条約締結及び宣戦、講和の権限を行使する。

第三九条 総統は、法により戒厳令を宣布する。但し立法院の可決又は追認を経なければならない。立法院が必要と認めるときは、決議により総統に戒厳の解除を要請することができる。

第四三条 国家に天災、疫病が発生し、又は国家財政経済上重大な変動があり急速な処分を必要とする場合は、総統は、立法院休会期間中にある場合は、行政院会議の決議を経て緊急命令法により、緊急命令を發布し、必要な処置をとることができる。但し命令發布後一

箇月内に立法院に提出して追認を求めなければならない。立法院が同意しないときは、その緊急命令は、直ちに効力を失う。

## 第十章 中央と地方の権限

第一〇七条 次の事項は、中央が立法し、且つ執行する。

- 一 外交
- 二 国防と国防軍事

## 第十三章 基本国策

### 第一節 国防

第一三七条 中華民國の国防は、国家の安全を防衛し、世界の平和を維持することを目的とする。②国防の組織は、法律を以て定める。

第一三八条 全国陸海空軍は、個人、地域、党派関係を超越して国家に忠節を尽し、人民を愛護しなければならない。

第一三九条 如何なる党派及び個人であるかを問わず、武装力量を以て政争の具としてはならない。

第一四〇条 現役軍人は、文官を兼任することができない。

< 主要参考文献 >

・「**中華民国の憲法**」(2015年9月1日最終更新)(台北駐日経済文化代表処ホームページ) [https://www.roc-taiwan.org/jp\\_ja/cat/15.html](https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/cat/15.html) (as of April 2, 2020)

< 台湾の安全保障・国防関連法令 >

・「**国防法 (National Defense Act)**」、**「全国防動員準備法 (All-out Defense Mobilization Readiness Act)**」、**「全国防教育法 (All-out Defense Education Act)**」、**「防災・災害対策法 (Disaster Prevention and Protection Act)**」、**「民間防衛法 (Civil Defense Act)**」(中華民国(台湾)行政院内務部「法律と規則」及び全國法規資料庫) 中華民国(台湾)行政院内務部「法律と規則」(Ministry of the Interior, Republic of China(Taiwan), Laws And Regulations) ;

[https://www.moi.gov.tw/english/english\\_law/law.aspx](https://www.moi.gov.tw/english/english_law/law.aspx) (as of April 2, 2020)

全國法規資料庫 (Laws & Regulations Database of The Republic of China) ;

<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=F0010030> (as of April 2, 2020)

・令和元年版『防衛白書』(防衛省)

・岩本由起子「『3つの国防法』から台湾の安全保障を見る」(日本安全保障戦略研究所 部内研究発表資料)